

スカパー!代理店契約約款

スカパー JSAT株式会社(以下、「甲」という)と甲により甲の代理店として承認された者(以下、「乙」という)との契約約款は、以下に定めるとおりとします。

第1条(目的)

甲及び乙は、日本における衛星デジタル多チャンネル放送サービスの普及と発展を目指し、かつ、視聴者の幅広い要求に応えその信頼を得るために、本契約に基づき、最大限の誠意をもって、その実現に努めるものとします。

第2条(適用)

本約款は、両当事者間の基本的な取り決めに定めるものとします。

第3条(用語の定義)

本約款においては、次の用語は、それぞれ次の意味で使用するものとします。

- (1) 放送事業者: 放送法に基づき総務大臣より認定基幹放送事業者として認定を受けた者、又は一般放送事業者として登録された者もしくは届け出た者のうち、甲が運営する衛星デジタル多チャンネル放送サービス上で放送を行う者
- (2) 有料放送契約: 甲が運営する衛星デジタル多チャンネル放送サービスの提供を受ける契約
- (3) 有料放送契約約款: 有料放送契約の条件につき定めた契約約款(総務省に届け出たものを含む)
- (4) スカパー!: 甲が運営する東経110度に位置する人工衛星を用いた衛星デジタル多チャンネル放送サービス及び東経124度及び128度に位置する人工衛星を用いた衛星デジタル多チャンネル放送サービス(スカパー!プレミアムサービス)のサービス名称。
- (5) デジタルチューナー: 甲又は甲以外の第三者の指定する技術的な基準に適合する衛星デジタル多チャンネル放送サービス用受信機
- (6) ICカード: デジタルチューナーに挿入されることにより、デジタルチューナーを制御し、加入者の視聴履歴を記録するためのICを組み込んだ、甲が貸与するカード
- (7) B-CASカード: デジタルチューナーに挿入されることにより、デジタルチューナーを制御し、加入者の視聴履歴を記録するためのICを組み込んだ、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズが貸与するカード
- (8) 放送番組: 放送事業者の行う衛星デジタル放送番組
- (9) 加入者: 放送事業者と有料放送契約を締結した者
- (10) 加入申込者: 放送事業者に有料放送契約の申し込みをする者
- (11) レンタルサービス契約: 甲が行うスカパー!プレミアムサービスを視聴するための受信装置(当社が指定する技術基準に適合するアンテナ及びデジタルチューナー等)のレンタルサービスを受ける契約
- (12) レンタルサービス契約約款: レンタルサービス契約の条件等に関する契約約款
- (13) レンタルサービス申込者: 甲に、レンタルサービス契約の申し込みをする者
- (14) レンタルサービス加入者: 甲とレンタルサービス契約を締結した者

第4条(業務委託)

1. 甲は乙に対して以下の業務(以下「本業務」という)の処理を委託し、乙はこれを受託するものとします。

- (1) 加入者又は加入申込者に対する有料放送契約についての説明、及び、契約の申込勧誘
- (2) 有料放送契約の申込書に必要事項が記載されていることの確認
- (3) 加入者又は加入申込者からの有料放送契約についての問い合わせ及び甲に対する苦情の第一次的な対応、並びに、これらについての甲への報告
- (4) 加入者(加入者であって、同時にレンタルサービス加入者又はレンタルサービス申込者は除く)に対するデジタルチューナーの設置、受信状態の確認及び電話回線との接続の確認
- (5) レンタルサービス加入者又はレンタルサービス申込者に対するレンタルサービス契約についての説明、及び、契約の申込勧誘
- (6) その他、前各号に付随する業務

2. 以下の業務は本業務に含まれないものとします。乙は、以下の業務を、行ってはならないものとします。

- (1) 加入申込者との有料放送契約の締結及びレンタルサービス申込者とのレンタルサービス契約の締結
- (2) 有料放送契約及びレンタルサービス契約の料金の徴収
- (3) 加入者若しくは加入申込者、又は、レンタルサービス申込者若しくはレンタルサービス加入者の問い合わせ・苦情への最終的な対応

第5条(誠実執行義務)

1. 乙は、本業務を関係法規及び本約款の趣旨に従って誠実に処理するものとし、有料放送契約数の増大のため、最善の努力を行うものとし、
2. 乙は、本業務を誠実に処理するために必要な設備と人材とを備え、加入者又は加入申込者より要請のある場合には、有料放送契約について正確かつ十分な説明を行うよう努めるものとし、
3. 甲は、乙に対して、以下のものを原則として有償で支給するものとし、
 - (1) スカパー!の有料放送契約に関するセールスマニュアル、放送番組の案内パンフレット
 - (2) 有料放送契約及びレンタルサービス契約の申込書等関係手続書類
 - (3) 販売促進物
 - (4) 販売促進のための各種情報

第6条(遵守事項)

乙は、本業務遂行にあたって、以下の事項を遵守するものとし、

- (1) 有料放送契約及びレンタルサービス契約の申込みの勧誘にあたっては、甲が乙に提供する有料放送契約約款及びレンタルサービス契約約款、セールスマニュアル、番組案内パンフレット、並びに加入申込に関する手続き書類によってのみ、有料放送契約及びレンタルサービス契約の内容を説明するものとし、
- (2) 甲の権利、社会的信用、名誉、評判又は利益を侵害し、あるいは、これらを損なう行為をしないものとし、
- (3) 「スカパー!」その他、甲が乙に使用を許諾する商標あるいはサービス名称の使用については、甲の定めるところによるものとし、
- (4) 広告宣伝を行う場合、その基本方針について甲の事前の書面による承諾を得るとともに、具体的活動に際しては、第三者の権利を侵害しないように、最大限の注意を払うものとし、特に乙が行う広告宣伝において乙が自己の判断により著作権等の権利の存する資料を使用する場合には、乙は権利者からその許諾を受け、万一その使用について権利者から異議の申立て等がなされた場合には、乙の責任と費用をもって解決し、甲に対し一切迷惑や負担をかけないものとし、
- (5) 乙は甲の代理店である旨を、甲の指示する方法に従って、乙の店舗に提示するものとし、但し、これをもって、乙が、甲本人であるとして活動することはもとより、本業務の範囲を超えて活動することは許されないものとし、
- (6) 乙は放送法その他関連する法律を遵守するものとし、

第7条(標章)

1. 乙は、「スカパー!」その他の甲が使用する標章、及び、放送事業者が使用する標章につき、甲又は放送事業者が指示する使用基準に従って使用するものとし、これら標章については何らの権利も有しないものとし、
2. いかなる理由にかかわらず、本契約が終了した場合には、乙は直ちに前項に定める標章及び甲の代理店であることを示すすべての表示の使用を中止するものとし、
3. 乙は、本条第1項に定める標章を、第三者が無断で使用している事実を発見した場合には、直ちに甲へ連絡するものとし、

第8条(委託料)

1. 甲は、乙に対して、本業務の委託料を支払うものとし、その金額は、通知書、または甲が甲の指定するホームページ等で公表した最新の金額とします。
2. 甲は、前項によって定めた金額を随時変更することができるものとし、
3. 甲から乙に対する委託料の支払について、本条第1項規定の通知書、またはホームページ等での公表に従うものとし、

第9条(秘密保持)

乙は、本契約に関連して甲から秘密である旨明示された情報、及び本業務の遂行に関連し知得した情報(乙が有料放送契約及びレンタルサービス契約の勧誘をすることにより知得した、加入者、加入申込者、レンタルサービス加入者及びレンタルサービス申込者に関する情報(以下、総称して、「加入者個人情報」という)も含む)を、本契約期間中のみならず本契約終了後も、第三者に漏洩若しくは開示し、又は本契約の目的以外に使用してはならないものとし、なお、本業務の遂行に関連して知得した加入者個人情報は、一切保有してはならないものとし、

第10条(届出)

1. 乙は、甲に対し、甲所定の代理店申込書により、必要事項を甲に届け出るものとし、
2. 乙は、前項の届出事項に変更が生じた場合には、変更後2週間以内に、甲の定める書式によって、当該変更事項を届け出るものとし、

3. 甲が乙に対し、前2項に基づく乙の届出住所宛に通知を送信したにもかかわらず、通知が乙に到達しなかった場合、甲の乙宛通知が甲に返送された日をもって、本契約は当然に終了するものとします。

第11条(ICカード及びB-CASカードの取扱い及び店頭展示)

1. 乙は、デジタルチューナーに同梱されるICカードの所有権が甲に、そしてB-CASカードの所有権が株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズに存することを確認し、両カードを、善良な管理者の注意をもって保管するものとします。
2. 乙は、甲が別途定める条件に従い、加入申込者の勧誘のために放送番組を店頭にて展示できるように、ICカード及びB-CASカードにかかわるスクランブル解除を受けることができるものとします。甲は、このスクランブル解除を、原則有償にて行います。但し、乙の使用場所や目的等により、甲が適当と判断しない場合は、このスクランブル解除は受けられないものとします。また、乙は当該スクランブル解除を受けたICカード及びB-CASカードを第三者に貸与し又は転売その他の処分をしてはならないものとします。
3. 前項のスクランブル解除の対象チャンネルは甲が指定するものとし、甲は、乙に事前に告知することなく当該チャンネルを変更することができるものとします。
4. 前項のICカード及びB-CASカードのスクランブル解除期間は原則1年間とし、スクランブル解除期間に、乙の活動による新規の有料放送契約の獲得を、甲が確認できない場合、又は有料放送契約獲得の見込みがないと、甲が判断した場合には、スクランブル解除期間の更新を拒絶することができるものとします。

第12条(有効期間)

1. 本契約の有効期間は、乙が甲に対し代理店申込書を提出した日から1年間とします。但し、当事者のいずれかから期間満了の1ヶ月前までに、相手方に対し更新を拒絶する旨の意思表示がなされない限り、本契約は同一条件で更に1年間更新され、以後も同様とします。
2. 甲は、本契約の有効期間中において、乙の活動による新規の加入者の有料放送契約締結を確認できない場合、又は有料放送契約獲得の見込みがないと甲が判断した場合には、本契約の更新を拒絶することができるものとします。

第13条(解除)

1. 乙について次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、甲は、乙に対し、相当期間を定めて書面により催告したうえで、本契約を解除することができるものとします。この場合、甲の催告はその通常到達すべきし時に到達したものとみなし、かつ、甲が本契約の解除通知を発したときに、本契約の解除の効果が発生するものとします。
 - (1) 本契約に違反した場合
 - (2) 本契約の履行に関連して、違法又は著しく不適当な行為を行った場合
 - (3) 甲の権利、名誉、評判、信用や利益を損なう等、重大な信義則違反を行った場合
 - (4) 甲が乙の活動による加入申込者または加入者の有料放送契約の締結を確認できない場合であって、当該見込みがないと判断した場合
 - (5) 正当な理由なく本業務の全部又は一部を履行しない場合
2. 乙については次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、甲は何らの通知催告をすることなく、本契約を解除することができるものとします。この場合、甲が本契約の解除通知を発したときに、本契約の解除の効果が発生するものとします。
 - (1) 他の債務のため他から仮差押え、差押さえ、仮処分等の申立て又は競売の申立て等強制執行の申立てを受けたとき
 - (2) 自己振出手形が不渡となったとき、又は銀行や手形交換所から取引停止処分を受けたとき
 - (3) 破産、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てがあったとき若しくは清算に入ったとき
 - (4) 租税公課を滞納し催促を受けたとき又は租税債権の保全処分を受けたとき
 - (5) 合併、解散、又はその営業の全部又は一部を第三者に譲渡したとき
3. 本条による解除がなされた場合には、乙は甲に対する期限の利益を失うものとします。
4. 本契約が、本条の規定に従い解除された場合には、甲は、第8条に規定する委託料で、解除日以降に発生するものについては、その支払いを免除されるものとします。

第14条(再委託)

1. 乙は、甲の事前の書面による承諾なくして、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならないものとします。
2. 前項により、再委託が承諾される場合においても、乙は、当該再委託先若しくは代行者の行為につき、本契約により乙が負うべき責任と同等の責任を負うものとします。

第15条(損害賠償)

乙が本業務の処理にあたって甲又は第三者に対して損害を与えた場合には、甲の責に帰すべき事由による場合を除いて、乙が一切の責を負うものとします。

第16条(終了清算)

本契約の有効期間の満了によって本契約が終了した場合には、甲及び乙は、直ちに相手方と事務引継ぎを行い、未清算勘定がある場合には、延滞なくこれを清算するものとします。

第17条(処分停止)

乙は、甲の事前の書面による承諾なくして、本契約又はこれから生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は買入れその他の処分をしてはならないものとします。

第18条(改定)

1. 甲は、随時、本約款の改定を行うことができるものとします。なお、甲は変更後の本約款をホームページ等で公表します。
2. 乙は、本約款の改定に不服のある場合、事前の甲への通知により、本契約を解除することができるものとします。

第19条(反社会的勢力の排除)

1. 乙は、本契約締結時において、自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下総称して「暴力団員等」という)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを確約し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲が前項の規定により本契約の解除を行った場合、乙に損害が生じたときにおいても、甲はこれを賠償する責を負いません。

第20条(誠実協議)

本契約に定めのない事項、又は本契約に関して疑義が生じた場合には、甲乙は誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。

第21条(合意管轄)

本契約に関して発生する紛議については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

1998年6月10日	制定
1998年8月14日	改定
2002年6月1日	改定
2004年3月1日	改定
2005年5月1日	改定
2007年2月1日	改定
2008年10月1日	改定
2011年4月1日	改定
2012年10月1日	改定

**本「スカパー!代理店契約約款」は、
代理店様で大切に保管しておいてください。**